

水野けんいち レポート

KENICHI MIZUNO REPORT

〈Vol.42〉

発行所/佐倉市王子台1-14-4

TEL. 043-463-2400

FAX. 043-463-0475

E-mail:office@mizunokenichi.com

犯罪被害者の権利を守るために尽力

法務副大臣をつとめた水野賢一衆議院議員に 犯罪被害者支援と治安対策について聞いた

Q1 水野さんは犯罪被害者の権利のために力を入れてきましたね。

水野

これまでは加害者の権利・人権ばかりが強調されて、被害者の権利がないがしろにされる傾向がありました。それが山口県光市の母子殺害事件など凶悪な事件の続発によって「もっと被害者の視点に立つべきだ」

という気運が高まり、04年には犯罪被害者等基本法が制定され、その後様々な具体策が講じられていきます。これらの施策の取りまとめには私も法務副大臣などとして関わってきました。

光市の母子殺害事件

1999年に山口県光市で23歳の主婦と生後11か月の娘が自宅で殺害された事件。妻と娘を奪われた遺族の本村洋さんが被害者の立場を訴える姿勢が司法制度のあり方に大きな一石を投じた。犯人の18歳(事件当時)の少年は一審・二審では無期懲役の判決になるが、最高裁がこれを差し戻し08年に広島高裁で死刑判決が出る。被告人が上告したため現在再び最高裁で争われている。

法テラスによる被害者支援

04年に成立した綜合法律支援法に基づいて、06年に日本司法支援センター(愛称：法テラス)という公的機関が設立された。法テラスのコールセンターでは法律相談窓口の紹介と犯罪被害者への情報提供のサービスを無料で行なっている(電話の通話料は有料)。

■法律相談の窓口紹介は 0570-078374

■犯罪被害者支援は 0570-079714

Q2 具体策の一つとして、犯罪被害者が裁判にも参加できるようになったみたいですね。

水野

従来、被害者が刑事裁判でできることといえば傍聴席に座ることくらいでした(注)。しかし裁判は公開が原則である以上、傍聴というのは誰であっても可能です。つまり誰であっても可能なことくらいしか被害者の権利として認められていなかったのです。傍聴席に座っているだけでは被告人が勝手な弁明や嘘八百を言ったとしても何の反論もできませ

ん。それはあまりにもおかしいということで07年に刑事訴訟法を改正して、重大犯罪の場合には被害者やその家族も希望すれば法廷の柵の中に入って、被告人に対して質問をしたり、「被告人を懲役15年にして下さい」というような求刑に類する意見も述べられるようにしました。この被害者の裁判参加は08年12月から施行されることになっています。

(注)ただし00年の刑事訴訟法の改正によって被害者意見陳述という制度は一応あった。